

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査について

1. 指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）、児童福祉法及び関係法令に定める自立支援給付等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを目的として実施します。

(1) 集団指導（事業所（施設）説明会）

指導対象となる事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。原則として、1年に1度、制度改正の概要や事業所（施設）の運営に係る留意点等を説明します。

(2) 実地指導

指導対象となる事業所（施設）において、事業所が指定基準に基づいて事業の運営を行っているか、備品、設備、その他関係書類を確認します。

2. 監査

自立支援給付対象サービス等の内容について、次に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等が認められる場合、若しくは指定基準違反等の疑いがあると認められる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ・ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- ・ 実地指導において確認された指定基準違反等

3. 指導及び監査の根拠

(1) 総合支援法

第9条～第12条、第48条～第50条、第51条の27～第51条の29、第66条～第68条、第81条～第82条、第85条～第86条

(2) 児童福祉法

第19条の16、第21条の5の22～第21条の5の24、第24条の34～第24条の36、第57条の3～第57条の3の3、第57条の4

4. 指導及び監査の対象

- (1) 自立支援給付対象サービス実施者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、障害児通所給付対象サービス実施者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定自立支援医療機関、指定自立支援医療機関の開設者及びこれらであった者
- (2) 上記(1)の従業者及び従業者であった者

5. 人員、設備及び運営の基準（障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設）

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設は久留米市条例に基づき事業を実施することとなっています。

平成25年4月からは、国省令より久留米市条例によることとなりましたが、各条例の解釈については、改正後も解釈通知等に準じて取り扱うこととなっています。

また、介護給付費及び訓練等給付費については、報酬告示等に基づき算定することとなっています。

【基準条例】

- ① 「久留米市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年久留米市条例第30号）
- ② 「久留米市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年久留米市条例第31号）
- ③ 「久留米市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年久留米市条例第32号）
- ④ 「久留米市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年久留米市条例第33号）

【解釈通知等】

- ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号）

【報酬告示等】

- ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 523 号）
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

6. 人員、設備及び運営の基準（障害児通所支援事業所）

障害児通所支援事業所については、久留米市条例に基づき事業を実施することとなっています。

また、障害児通所給付費については、報酬告示等に基づき算定することとなっています。

【基準条例】

「久留米市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（令和元年久留米市条例第 55 号）

【解釈通知等】

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）

【報酬告示等】

- ① 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）
- ② 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

7. 実地指導及び監査の流れ

実地指導については、通常2週間から1か月程度前までに事業所に対し実施する旨の連絡を行います。実地指導の結果、改善が必要な場合は、市が定めた期日までに改善報告書の提出を求め、又誤って報酬を算定している場合は、過誤申請により適正に算定してもらいます。

一方、監査については、あらかじめ実施する旨の連絡をせず実施する場合があります。監査の結果、改善が必要な場合は、勧告・命令を経て、指定の取消等（指定取消及び効力の全部若しくは一部停止）の処分を行う場合があります。また、報酬の算定について、不正等が発覚した場合、指定の取消し等の処分に加え、算定した報酬に40%の額を上乗せして返還させます。

